

社会福祉法人恵仁会 虐待防止のための指針

本指針の目的

この指針は、社会福祉法人恵仁会が運営する事業に係る虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が介護サービス・障がい福祉サービス等を適切に利用できるように支援することを目的とする。

1 虐待の防止に関する基本方針

当法人では、虐待は尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高いことと認識し、虐待の防止に関する措置を講じる。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、高齢者及び児童、障害児・障がい者虐待（以下、虐待という。）の各防止法の理念に基づき、虐待の未然防止・虐待等の早期発見・虐待等への迅速かつ適切な対応の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、本指針に則り対応する。

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する以下の【表1】に示す事をいずれも行わない。

【表1】

- | |
|--|
| i 身体的虐待
(身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。) |
| ii 介護・世話の放棄・放任
(衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他、養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。) |
| iii 心理的虐待
(著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。) |
| iv 性的虐待
(わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。) |
| v 経済的虐待
(財産を不当に処分すること又はその他、不当に財産上の利益を得ること。) |

2 虐待防止検討に関する体制

虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止検討委員会」を組織し、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する。また委員会にて検討された結果（施設における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）に関しては、職員に周知徹底を図る。

虐待防止検討委員会の運営責任者は法人統括本部長とし、各事業所単位に責任者を配置し事業所ごとに虐待防止検討委員会を組織する。また入所事業所については「身体拘束適正化検討委員会」にて構成する。

(1) 組織体制

- ・運営責任者【統括本部長】
- ・虐待防止検討委員会 委員長【管理者または施設長】
- ・虐待防止検討委員会 担当者【管理者または施設長が推薦した者】
- ・高齢者虐待防止委員会構成委員【介護職員、看護職員、生活相談員、介護支援専門員等】

(2) 虐待防止検討委員会

- ① 委員会開催の方法：対面又はオンライン形式を用いることがある。
- ② 頻度：3月に1回以上の頻度で定期的開催。必要な場合は都度、担当者を招集し運営責任者参加を求める。
- ③ 議題 担当者が定め、次の内容について協議するものとする。
 - ・ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
 - ・ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - ・ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - ・ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ・ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ・ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ・ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- ④ 議事録：委員会終了後は議事録を行い全職員への周知、振り返りに役立てる

(3) 他委員会との関係

身体拘束適正化委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合がある、加えて併設して展開する事業又は、法人内別事業と連携して虐待防止検討委員会を開催する場合がある。

3 研修に関する基本方針

恵仁会職員は入職(中途採用・新規採用)1月以内において虐待防止に関する研修を受講する。また年2回以上、下記の内容を基とする研修を事業所内にて実施し虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発する

(2) 研修内容

- ・ 虐待防止法の基本的考え方の理解
- ・ 権利擁護/成年後見制度の理解
- ・ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ・ 早期発見・事実確認と報告等の手順
- ・ 発生した場合の改善策

(3) 研修修了後

- ・ 事業所内参加者を記した研修議事録を保管する。
- ・ 事業所全職員が回覧し回覧したことを記す。
- ・ 法人へ議事録を回覧し、必要時次回に向けた助言を行う。

4 虐待又はその疑いが(以下「虐待等」)発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ・ 虐待等が発生した場合にはその要因の除去に努める。
- ・ 在宅における虐待等発生の場合は、その被虐待者の担当介護支援専門員、相談支援専門員等を中心としその要因除去に努める
- ・ 虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。
- ・ 緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する基本方針

(1) 事業所内虐待等の発生時の相談・報告

- ・ 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、委員長に報告する。(虐待者が委員長本人であった場合は、他の上席者等に報告とする。)
- ・ 委員長は、苦情相談窓口を通じて相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、

報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行い、虐待又は疑い事案等を報告書にまとめる。

- ・事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。
- ・上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に報告・相談を行う。
- ・これら確認の経緯は、時系列で概要を整理する。
- ・事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員へ周知する
- ・事業所内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。

6 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度（未成年後見制度）について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- ・虐待等の苦情相談については、苦情相談窓口担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告する。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談する。
- ・苦情相談窓口へ寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払う。
- ・対応の流れは、上述5の「虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとする。
- ・苦情相談窓口へ寄せられた内容は、相談者の希望に沿って、その顛末と対応を報告する。

8 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

- ・本指針を閲覧することができる。

9 その他虐待の防止の推進のために必要な事項

- ・権利擁護推進委員によって提供される虐待防止に関する研修及び各種専門団体が開催する研修会に積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図るものとする。

附則 2021年4月1日 制定
2021年10月1日 見直し
2022年10月1日 見直し